

議案第42号

上越市吉川ゆったりの郷条例の一部改正について

上越市吉川ゆったりの郷条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年3月1日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市吉川ゆったりの郷条例の一部を改正する条例

上越市吉川ゆったりの郷条例（平成16年上越市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条第3項中「及び酵素風呂」を削る。

別表第1酵素風呂の項を削る。

別表第2酵素風呂の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。